

議案第32号

四條畷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

次のとおり四條畷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月24日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員についても勤勉手当の支給が可能とされたこと、及び本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定を考慮し、会計年度任用職員の給与について所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
四條畷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第13号）
の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」を「第34条」に改める。

第3条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第7条、第11条の表第16条第5項の項及び第12条の表第17条の項中「第5条」
を「第5条第1項」に改める。

第17条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第17条の2 給与条例第22条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用
職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第22条の規定による
勤勉手当の支給について準用する。

第18条中「(平成元年3月31日条例第5号)」を「(平成元年条例第5号)」に改める。

第21条第4項中「1か月」を「1月」に改める。

第26条第1項中「6か月」を「6月」に改め、「この条」の次に「及び次条」を加え、
同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第26条の2 給与条例第22条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用
職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在にお
いて職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるの
は、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡
した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬
（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当
たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第22条の規定によ
る勤勉手当の支給について準用する。

第33条を第34条とし、第32条を第33条とし、第31条の次に次の1条を加える。

（給与改定の実施時期等の取扱い）

第32条 この条例において準用する給与条例（これに基づく規則を含む。次項において

同じ。)の規定について給与の額の改定に関する改正が行われる場合における会計年度任用職員の給与の額の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いは、次項の場合を除き、給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 給料表又はこの条例において準用する給与条例の規定について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改正が年度の中途から施行される場合における次に掲げる会計年度任用職員の当該年度中の給与については、当該改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 特定の時期に任用される会計年度任用職員であって、任期が3月以内のもの

(2) パートタイム会計年度任用職員であって、第26条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者に該当するもの

3 条例又はこれに基づく規則に別に定めがある場合を除き、特別の事情により前2項の規定によることができない場合又はこれらの規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に市長の定めるところにより、又はあらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職等給料表

職務 の級	1級	2級
号 給	給料月額	給料月額
	円	円
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400

18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700
23	191,800	241,200
24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700
31	205,200	250,600
32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700
39	215,600	257,900
40	216,700	259,000
41	217,800	260,200
42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800
53	228,900	272,700
54	229,800	273,600
55	230,700	274,500
56	231,500	275,400
57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000
61	234,500	280,000
62	235,200	281,000
63	235,800	281,900
64	236,300	282,800
65	236,800	283,300
66	237,300	284,000
67	237,800	284,700
68	238,400	285,600

69	238,900	286,600
70	239,400	287,400
71	239,900	288,200
72	240,400	289,000
73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000
77	242,800	291,200
78	243,300	291,500
79	243,800	291,700
80	244,300	292,000
81	244,700	292,200
82	245,200	292,400
83	245,600	292,700
84	246,000	292,900
85	246,400	293,200
86	246,800	293,500
87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400
90	248,500	294,800
91	248,800	295,100
92	249,100	295,500
93	249,400	295,700
94		295,900
95		296,200
96		296,600
97		296,800
98		297,100
99		297,500
100		297,900
101		298,100
102		298,400
103		298,800
104		299,100
105		299,300
106		299,600
107		300,000
108		300,300
109		300,500
110		300,900
111		301,300
112		301,600
113		301,800
114		302,000
115		302,300
116		302,700
117		302,900
118		303,100
119		303,400

120		303,700
121		304,100
122		304,300
123		304,600
124		304,900
125		305,200

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 目次の改正規定、第33条を第34条とし、第32条を第33条とし、第31条の次に1条を加える改正規定及び別表第1の改正規定 公布の日
 - (2) 第7条、第11条及び第12条の改正規定 令和7年4月1日
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与等の内払)

- 3 改正前の別表第1の規定に基づいて支給された給与は、改正後の別表第1の規定による給与の内払とみなす。

(四條畷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 四條畷市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条第1項中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。